

セカンドキャリア応援プロジェクトはあなたの就職をサポートします。

対象職業

看護師及び准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学校士・理学療法士及び作業療法士・薬剤師・医師

人生における「第2の職業」への挑戦を応援します。

松前町立松前病院があなたに直接付与する修学資金です。

資格取得・卒業後に松前町立松前病院へ就職し、一定期間の業務に従事した場合は返還債務が免除されます。

修学資金のご案内について

■対象

看護師及び准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学校士・理学療法士及び作業療法士・薬剤師・医師を取得するために養成施設に在学している者で、卒業し免許を取得した後、直ちに松前町立松前病院に勤務することを誓約した者

■貸付金額（無利子）

医師 月額 200,000円以内

薬剤師 月額 180,000円以内

看護師及び准看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学校士・理学療法士及び作業療法士 月額 160,000円以内

■返還債務の免除

養成施設を卒業し、免許を取得した後、直ちに松前町立松前病院に勤務し、貸付を受けた期間の1.5倍の期間に達したとき

【※看護師及び准看護師で貸付金額が100,000円以内の場合のみ、貸付を受けた期間の1.0倍の期間に達したとき】

■貸付期間

養成施設の在学期間

この修学資金は貸付金です。よって所定の要件を満たさない場合、貸付金の返済が必要です。

制度に関する質問は当院までお問い合わせください。

1. 貸付申込・審査

直接、松前町立松前病院事務局へお申し込みください。
事務局/電話:0139-42-2515

2. 貸付決定

予算の範囲内で貸付するため審査の結果により
ご希望に添えない場合があります。

3. 受験

[国家試験・准看護師試験]
在学中の貸付辞退や在籍校からの退学、
試験が不合格となった場合は全額返還の対象となります。

4. 卒業・就職

松前町立松前病院以外の医療機関に就職した場合は
全額返還の対象となります。

松前町立松前病院での勤務

返還免除となる従事期間[看護師・准看護師]

貸付期間3年間の場合

① 貸付額が月額10万円を超える場合

3年間×1.5倍=4年6ヶ月の勤務により返還免除

② 貸付額が月額10万円以内の場合

3年間×1.0倍=3年の勤務により返還免除

看護師・准看護師以外の職業については、
償還免除となる従事期間は貸付額に関わらず、
貸付期間の1.5倍となります

勤務期間満了

返還免除

返還の免除が決定した時はその旨を通知します